

2019年9月24日

各位

軽減税率対策補助金事務局

— 補助対象契約期間中に契約を締結したことがわかる書類の注意喚起 —

先般、軽減税率制度が始まる今年10月1日の直前（9月30日）までにレジやシステムの導入・改修に関する「契約等の手続きが完了」していることを、本補助金の対象要件としたところ
です。

そして、レジ等の導入・改修または支払いの完了日（※リースの場合はリース開始日またはリース契約日）が2019年10月1日以降の場合、補助対象契約期間中（2019年9月30日まで）に契約を締結したことがわかる書類（※リースの場合は三者間合意書）の提出が必要になります。

しかしながら、補助対象契約期間中に契約を締結したことがわかる書類について、理解されていない方が多く見受けられます。当該書類については、当事務局で定める項目内容を満たしていない場合、補助対象外となり、補助金の交付を受けられないこともあります。

つきましては、補助対象契約期間中に契約を締結したことがわかる書類の内容について、ご不明な点やご心配な点がありましたら、事前にコールセンターまでご相談ください。

【本件に関する問い合わせ先】

軽減税率対策補助金事務局

【申請窓口】

0120-398-111（通話料はかかりません）

※IP電話等からの問い合わせ先：03-6627-1317（通話料がかかります）

※9:00～17:00（土・日・祝除く）

※令和元年9月及び10月は土曜日も受け付けています。

【登録窓口】

0570-053-555

※IP電話等からの問い合わせ先：03-6627-1316（通話料がかかります）

※9:00～17:00（土・日・祝除く）

※令和元年9月及び10月は土曜日も受け付けています。

ホームページ：<http://kzt-hojo.jp/>